



会社の被告取締役への補助参加：手続法からの分析

八田, 卓也

(Citation)

会社事件手続法の現代的展開:97-116

(Issue Date)

2013-08

(Resource Type)

book part

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90004117>

※ この論文ファイルは印刷不可です。



4 会社の被告取締役への補助参加

手続法からの分析

八田卓也

- I 本稿の目的
- II 現行会社法の規定に至るまでの経緯
- III 現行会社法下での議論
- IV まとめ

I 本稿の目的

本稿に与えられた課題は、会社が補助参加の利益がなくとも株主代表訴訟に対し被告取締役側で補助参加をすることが出来るのか、という問題を、手続法の視点から「再」検討することである。

以下、現行会社法の規定に至るまでの立法及び議論を整理した上で、現行会社法での議論を概観し、現行会社法の下で、会社の株主代表訴訟に対する被告取締役側への補助参加に補助参加の利益が必要か、必要だとすればどのような場合に認められるかについて考察する。

II 現行会社法の規定に至るまでの経緯

現行会社法に至るまでの経緯については、補助参加の可否について手がかりとなる会社法固有の規定が全くなかった時期（平成13年商法改正前）、補助参加が可能であることを前提とする規定が置かれた時期（平成13年商法改正以降、平成17年会社法制定まで）、明文で補助参加が可能であることが示された現行法下の時期（現在）、に分類することができる。

(1) 平成 13 年商法改正前

平成 13 年改正（平成 13 年法律 149 号による改正）前の商法には、「株主又は会社ハ前項ノ訴訟〔株主代表訴訟〕ニ参加スルコトヲ得」（268 条 2 項本文。〔 〕内は引用者）という規定のみが存在し、会社が被告取締役側に補助参加することができるかどうかは純粋な解釈論であった（商法 268 条 2 項本文は会社が原告側に参加する場合を念頭に置いたものだとして、被告側に参加する場合の根拠条文は民事訴訟法 42 条だと考えられていた⁽¹⁾）。その前提のもと、(b)会社が被告取締役側に補助参加する補助参加の利益（民事訴訟法 42 条）が存在することがあり得るか、また、(a)補助参加の利益が存在しても株主代表訴訟制度固有の理由により補助参加が否定されることにならないか、が議論の焦点となっていた（学説上は許容説⁽²⁾、非許容説⁽³⁾が拮抗していた。裁判例では、当初下級審裁判例が許容例⁽⁴⁾、非許容例⁽⁵⁾に分かれていたところ、最高裁は最一小決平成 13 年 1 月 30 日民集 55 卷 1 号 30 頁〔以下、平成 13 年最決と呼ぶ〕において許容説に立つことを明らかにした）。

(a) 上記(a)(b)のうち後者の、補助参加の利益の存在に関わらず補助参加の不許を導く株主代表訴訟制度固有の理由としては、非許容説から以下が挙げられていた。

①自分の権利の否定のために訴訟追行するのは自己撞着である⁽⁶⁾：これに対しては、自分の権利の否定に利益を感じてはいけないという法規範は存在しないとの批判が存在した⁽⁷⁾。

②代表取締役によって代表された会社⁽⁸⁾は、（経営者の利益に偏向した）バ

(1) 高部 [2004] 61 頁。山本克 [2002] 128 頁も参照。

(2) 伊藤 [1994]、同 [1995]、井上 [2001]、新堂 [1996]、黒沼 [1997]、佐藤 [1995]、菱田 [1999] ほか。

(3) 新谷 [1994]、岩原 [1995]、大杉 [2001]、中島 [2002]、山田 [1997]、徳田 [1996]、徳田 [2001]。山下 [1993]、荒谷 [1998 ①]、荒谷 [1998 ②] ほか。

(4) 東京地決平成 7 年 11 月 30 日判時 1556 号 137 頁、東京高決平成 9 年 9 月 2 日判時 1633 号 140 頁、東京地決平成 12 年 4 月 25 日判時 1709 号 3 頁。

(5) 名古屋地決平成 8 年 3 月 29 日判時 1588 号 18 頁、名古屋高決平成 8 年 7 月 11 日判時 1588 号 145 頁。

(6) 山下 [1993] 15 頁。

(7) 伊藤 [1994] 20 頁、伊藤 [1995] 23 頁、菱田 [1999] 161 頁、高部 [2004] 85 頁以下。

(8) 前提として、被告取締役側に補助参加をする際に会社を代表するのは、代表取締役であると理解するのが通説である。江頭ほか [2005] 93 頁・95 頁、中村 [2001] 7 頁以下。

イアスがかかった主張しかできない以上、補助参加という形であっても会社の意思決定の適法性を主張する適格を認めるべきでない（これを否定する前提で会社法は、会社による責任追及の訴えの不提訴の決断に株主が拘束されないという制度を選択した）⁽⁹⁾：これに対しては、(イ)会社に不提訴決定権限を与えることと、会社に補助参加という形で請求に理由がないことを主張させることは、イコールではない⁽¹⁰⁾、(ロ)むしろ、会社に、原告株主による適切代表性を争う資格を（さしあたっては原告側への共同訴訟〔的補助〕参加という形ではあるにせよ）認めるのが法の建前である⁽¹¹⁾、(ハ)会社の不正を糾弾するような訴訟では、会社自身に意思決定の適法性を争わせるのが紛争の実態に即しているともいえる⁽¹²⁾、(ニ)会社に自己の意思決定の適法性を主張する手続保障をする必要がある⁽¹³⁾、との批判が存在した。

③株主代表訴訟は、会社というコップ内部の争いであり、それについてコップである会社は中立を貫くべきである⁽¹⁴⁾：これに対しては、原告側への共同訴訟（的補助）参加が認められている以上、法は会社に対して中立であることを要求していない⁽¹⁵⁾、との批判が存在した。そもそも、独立当事者参加という形で原告株主による適切代表性を争う資格を会社に認めるべきであるという指摘もなされていた⁽¹⁶⁾。

④会社の費用で、会社の顧問弁護士が、被告取締役を支援することは正当化できない（少なくとも、この問題に対するきめ細かな対応が出来なくな

(9) 岩原 [1995] 235 頁以下、中島 [2002] 270 頁。荒谷 [1998 ①] 199 頁以下、大杉 [2001] 52 頁も同旨。株主代表訴訟の本質上、会社には株主の利益と対立する私法上又は公法上の法的地位又は法的利益が帰属し得ない、との議論も（周 [2009] 263 頁）、この延長線上に位置付けられようか。

会社の意思決定の適法性を確定するための訴権は、代表訴訟の原告株主による提起によって行使されてしまったとも言える、とも指摘される。岩原 [1995] 235 頁。これに親和的な見解を示すものとして、神作 [2001] 9 頁、高田 [1997] 129 頁。

(10) 菱田 [1999] 162 頁、黒沼 [1997] 199 頁。

(11) 徳田 [1996] 1684 頁。

(12) 黒沼 [1997] 199 頁。

(13) 伊藤 [1994] 22 頁、新堂 [1996] 120 頁。類旨、井上 [2001] 10 頁。

(14) 荒谷 [1998 ①] 200 頁、岩原 [1995] 236 頁、神作 [2001] 9 頁。

(15) 菱田 [1999] 162 頁。

(16) 谷口 [1969] 107 頁、徳田 [1996] 1969 頁、山田 [2001] 122 頁。なお、山田 [2012] 30 頁は、この延長線上に、立法論として会社の被告取締役への補助参加に代替する役割を会社の独立当事者参加に担わせるべきであると主張している。

る)⁽¹⁷⁾：これに対しては、会社の補助参加の利益があるのであれば、会社は自己の利益を主張する為の支出をしているのみであり、それが結果として被告取締役の利益になったとしても、それを問題視するのはおかしい⁽¹⁸⁾、との指摘が存在した。

以上の議論のうち、①③④は、補助参加許容説からの批判に分があるように思われるが、②については、なお補助参加非許容説にも一理あり、結局何れの立場も成り立ち得たのだと思われる⁽¹⁹⁾。許容説からの批判のうち(イ)口については、補助参加という形での参加を積極的に肯定する論拠にはなっていないことを指摘できるし、(ロ)ニについては、補助参加非許容説からは、バイアスがかかった会社にはかかる手続保障を受ける資格がない、と評価されると思われるからである。補助参加非許容説の言うとおり、被告勝訴の見込みがないという場合にも代表取締役によって代表された会社は補助参加をすることは十分に見込まれ、それは全株主としての会社にとっては、徒に弁護士費用・訴訟費用を空費するという意味で不利益をもたらすものであろう。これに対する対処としては、[a] 参加自体を不許とする、[b] 肯定しつつ、そのような株主に不利益を及ぼす参加がなされないような安全弁を施す⁽²⁰⁾、[c] 参加を肯定し問題を放置する、の3通りが考えられ、[a] も十分に取得態度決定だと思われるからである。

(b) 前者の、民事訴訟法 42 条の一般原則に従った場合に補助参加の利益が肯定できる場合があるかどうかについては、補助参加の利益を基礎付ける

(17) 岩原 [1995] 239 頁、江頭ほか [2005] 93 頁以下〔岩原発言〕。

なお、被告取締役側に会社が補助参加すると会社が被告に有利な訴訟資料・証拠資料しか提出しなくなるとの問題点の指摘もあったが（岩原 [1995] 240 頁、神作 [2001] 9 頁。現行法下での議論であるが、周 [2009] 260 頁）、会社が被告取締役側に補助参加するか否かで会社の情報開示の姿勢が左右されるとは思われない。

(18) 新堂 [1996] 122 頁、中村 [2001] 8 頁。

(19) なお、会社が補助参加する動機付を有する場合として、①請求に理由がないと思っている、②請求に理由があるが、費用に合わないと思っている、③請求に理由があり、費用にも見合うが、取締役のモチベーション維持などの当該企業の政策的判断として、責任追及をしないことが望ましいと思っている、の3つが挙げられているが（岩原 [1995] 230 頁）、このうち②③は被告側への補助参加により解決できる問題ではないので、正当性を有するのは①のみであろう（結論同旨、岩原 [1995] 33 頁）。

(20) 後に見るように、現行法は、監査役ないし監査委員の同意を要件とすることをこの安全弁とすることを選択したが、それは、実効性ある仕組みではないと指摘されている。加藤 [2002] 1678 頁。同旨、周 [2009] 259 頁、中島 [2002] 278 頁。

可能性があるものとして、当初種々のもの⁽²¹⁾が主張されたのち、会社にとっての自己の意思決定の適法性（会社としては適法だと思っている意思決定を、株主代表訴訟の判決において違法と判断されないことに対する利益）に絞られることにつきほぼコンセンサスが成立した⁽²²⁾。その上で、①会社の意思決定の適法性は株主代表訴訟の争点になるか（この点については、まず、〔1〕民事訴訟法42条（旧民事訴訟法64条）にいう「訴訟の結果」についてのいわゆる訴訟物限定説⁽²³⁾から、(a)訴訟物の特定要素として争点になるとする見解⁽²⁴⁾と、(b)訴訟物の特定要素とはならないとする見解⁽²⁵⁾とが主張された。また、〔2〕訴訟物非

(21) 訴訟資料・証拠資料が充実するという利益、会社の経営を萎縮させないという利益、会社のイメージダウンを避けるという利益、原告に対する弁護士費用償還義務を免れるという利益といったものが主張された。伊藤 [1994] 20 頁参照。

(22) 伊藤 [1994]、伊藤 [1995] による影響が大きい。高橋 [2012] 448 頁注(37)も参照。但し、新堂 [1996] 120 頁は、会社の意思決定と並列して会社の業務慣行の適法性を挙げる。

(23) 補助参加人は、訴訟物たる権利関係についての判決における判断に対して利害関係を有しなければならない、とする立場である。兼子 [1954] 164 頁、菊井=村松 [1993] 403 頁、三ヶ月 [1959] 279 頁ほか。

なお、近時、この立場に立ちつつ、訴訟物の特定要素（民事訴訟法133条2項2号にいう「請求の原因」[いわゆる「特定請求原因事実」]）についての判決における判断についての利害関係でもよいとする見解も有力に主張されるようになってきている（以下、便宜上、「修正訴訟物限定説」と称する）。小濱 [2007]、笠井 [2008]、高部 [2004]。

修正訴訟物限定説は、実質、利害関係の対象たる判決における判断を訴訟物たる権利関係そのものについてのものから、判決理由中の判断にまで、訴訟物の特定要素を限度として拡張する考え方だといえよう。

拡張限度を訴訟物の特定要素に限ることは、訴訟物の前提問題となる争点で必ず判決における判断の対象となるのが訴訟物の特定要素を構成する理由付請求原因事実に限られること（それ以外の争点は、訴訟係属中は判決における判断の対象となるかどうかは定かではなく、結局その争点が判決における判断対象とならなければ補助参加が「空振り」に終わることになること）を理由とする。

他方で、判決理由中の判断にまで利害関係の対象を拡張することは、補助参加の利益と確認の利益とをパラレルに捉える立場（山本和 [1998]、山本和 [2010]）からは、補助参加を認めるには結局、参加人の法的保護に値する利益に対する影響の蓋然性が認められればよいのであり、それは、主文による判断と、判決理由中の判断とで相違はないことにより正当化可能である。井上 [2001] 7 頁以下も参照。

既判力との関係では訴訟物の特定要素には既判力は生じないというのが判例及び学説上の定説であるが（中野ほか [2006] 459 頁〔高橋宏志〕、最一小判昭和30年12月1日民集9巻13号1903頁）、補助参加の利益は既判力ではなく事実上の影響を問題とする点で次元が異なることを理由にそれとの取扱いの差異を正当化できるであろう。

(24) 高部 [2004] 87 頁以下。

(25) 笠井 [2001] 91 頁。

限定説⁽²⁶⁾から、(c)判決理由中の判断としては争点になるという見解⁽²⁷⁾と、(d)判決理由中の判断としてもならないとする見解⁽²⁸⁾とが主張された)、②会社の意思決定の適法性自体が、補助参加の利益を基礎付ける法的利益となるか(会社として自己の意思決定が違法だという判断を株主代表訴訟の判決においてなされないことに対して有している利益自体が、直接補助参加の利益を基礎づけるか;この点については、なるという少数説⁽²⁹⁾に対し、ならないというのが圧倒的な多数説であった⁽³⁰⁾)、③会社の意思決定の適法性に基づく、補助参加の利益を基礎付ける会社の具体的な法的地位が存在し得るか?(この点については、存在し得るとする見解⁽³¹⁾と、存在し得ないとする見解⁽³²⁾が拮抗する状況にあった)、という形で議論が展開された。

(2) 平成 13 年商法改正以降

その後、平成 13 年商法改正(平成 13 年法律 149 号)により、商法 268 条に第 8 項として、「会社が取締役ヲ補助スル為前条第 3 条又ハ第 4 項ノ訴訟〔株主代表訴訟〕ニ参加スル旨ノ申出ヲ為ス場合ニ」(〔 〕内は引用者)は監査役の同意が必要である(取締役の責任免除の議案を株主総会に提出する場合についての商法 266 条 9 項の準用による)とする条文が追加され⁽³³⁾、商法が、

(26) 判決理由中の判断に対する利害関係でも、補助参加の利益は基礎付けられるとする見解である。最近の多数説と言って良い。伊藤 [1995]、井上 [1970]、井上 [2001] 8 頁、新堂 [2011] 805 頁、高田 [1992] 151 頁、高橋 [2010] 338 頁、菱田 [1999] 162 頁、山本和 [2010] 255 頁ほか。但し、この中にも、補助参加の利益を基礎付け得る判決理由中の判断は、民事訴訟法 133 条 2 項 2 号にいう「請求の原因」についての判断に限られるとするものもあり(飯倉 [1999])、この立場は実質、修正訴訟物限定説と同じである。

(27) 伊藤 [1994] 21 頁、伊藤 [1995] 22 頁、黒沼 [1997] 199 頁、新堂 [1996] 120 頁。また、笠井 [2001] 91 頁、菱田 [1999] 163 頁も参照。

(28) 神作 [2001] 10 頁、高田 [1997] 128 頁、高橋 [2010] 353 頁注 37、徳田 [2001] 386 頁。

(29) 伊藤 [1994] 21 頁、伊藤 [1995] 22 頁。

(30) 神作 [2001] 11 頁、黒沼 [1997] 199 頁、高田 [1997] 128 頁、中島 [2002] 263 頁、山本和 [1998] 103 頁ほか。

(31) 黒沼 [1997]、菱田 [1999]、中村 [2001]、加藤 [2002] 1676 頁、江頭 [2005] 103 頁〔江頭発言〕ほか。

(32) 神作 [2001] 11 頁、中島 [2002] 272 頁ほか。

(33) この規制が、代表取締役が会社を代表して被告取締役側に補助参加することにより、監査役が会社を代表して原告側に共同訴訟(的補助)参加をすることを阻止することを防止する機能を果たすことにつき、江頭ほか [2005] 96 頁、山本克 [2002] 129 頁。

会社が被告取締役側に補助参加することが出来る場合があることを前提としていることが明らかにされた。

そして、平成17年の会社法制定に際し、会社法849条1項として「株主又は株式会社は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加することができる。ただし、不当に訴訟手続を遅延させることとなるとき、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。」旨が規定され、会社が株主代表訴訟に対し被告取締役側に補助参加することが明文で許容されるに至った（但し、監査役又は監査委員全員の同意を得る必要がある。会社法849条2項）⁽³⁴⁾。

以上の法改正の結果、会社が被告取締役側に補助参加することが出来ることは争う余地が無くなり、争点はいかなる場合に補助参加が許されるかに絞られた。

他方、立案担当者から会社法849条1項は補助参加の利益を必要とすることなく会社の株主代表訴訟に対する被告取締役側への補助参加を許容した条文であるとの読み方が提示され⁽³⁵⁾、新たに、会社は補助参加の利益を有しなくても被告取締役側に補助参加することができるのか、という論点が浮上した。

即ち、平成13年商法改正前は、民事訴訟法の一般的枠組みに従った補助参加の利益を会社は有するのか、有するとしても会社法上固有の理由により補助参加は許されないのではないかと議論の焦点であったのが、2回の法改正を経た現行会社法の下では、会社が被告取締役側に補助参加することができることを前提に、むしろそれが会社法独自の立法論的決断により無条件に許されることになったのか否か、に論点が移行したわけである。そして、そこで作用する〈会社法上の固有の考え方〉は、平成13年商法改正前は、

(34) もっとも、相手方である原告株主が異議を述べなければ補助参加の利益がなくとも会社は被告取締役側に補助参加できるのであり、平成13年商法改正が補助参加の利益の有無につき何らかの態度決定をしたわけではないという指摘がある（山本克〔2002〕128頁）。しかし、平成13年商法改正前は、会社法固有の理由により会社による被告取締役側への補助参加は許されないという主張が為されていたのであり、これは、原告株主が異議を述べなくても補助参加は許されないという規制を帰結する余地があった。そのような規制を否定したという意義は、最低限平成13年商法改正には存在するであろう。

(35) 相澤〔2009〕251頁ほか。

(補助参加の利益があっても) 補助参加を否定する理屈として機能していたのに対し、平成 17 年会社法制定後は、むしろ、(補助参加の利益の有無にかかわらず) 無条件の補助参加の肯定の理屈付として、180 度転換した形で機能するようになっていく。

Ⅲ 現行会社法下での議論

現行会社法下では、(1)会社法 849 条 1 項の文言上、会社が株主代表訴訟に対して被告取締役側に補助参加する場合に補助参加の利益は不要なのかどうか、(2)補助参加の利益が必要だとして、いかなる場合に補助参加の利益が認められるか、が議論の対象となっている。

これらの点についてのこれまでの議論を整理した上で、手続法学者の視点からの見解を提示したい。

(1) 補助参加の利益は不要か

この点については、不要説⁽³⁶⁾と必要説⁽³⁷⁾が対立している状況にある。

不要説は、その論拠として、①「〔株主〕代表訴訟の…基礎となる事実は、会社の営業や運営に密接に関わるものである以上、会社が〔株主代表〕訴訟の結果（訴訟物についての判断およびその理由）について利害関係を有しないことはほとんど考えられない」「にもかかわらず、会社が取締役側に補助参加をするたびに、その可否をめぐる争いが生ずるとすれば、裁判の迅速性や訴訟経済の点からも望ましくない」（〔 〕内は、引用者）ことを挙げる⁽³⁸⁾。この他、②会社法 849 条 1 項は、その本文で会社が補助参加することができるとした上で、但書で補助参加することが出来ない場合を挙げていることから、条文構造上、補助参加することが出来ない場合は但書に列挙した場合に

(36) 相澤 [2009] 251 頁、江頭 [2011] 464 頁注 9、神田 [2011] 246 頁、松山=門口 [2008] 447 頁以下。なお、平成 13 年商法改正前に、高田 [1992] 152 頁が、参加人の利害関係が若干希薄でも訴訟を複雑にしない場合には裁判所の裁量により補助参加を許すという規制の可能性を指摘していた。

(37) 新谷 [2007] 336 頁、奥島=落合=浜田 [2009] 408 頁（山田泰弘）、笠井 [2009 ①]、笠井 [2009 ②] 163 頁、笠井 [2011] 145 頁、中島 [2009] 30 頁。

(38) 相澤 [2009] 251 頁。

限られる、③補助参加の利益が必要だとすると民事訴訟法42条の一般原則に従うことになるが、そうだとすれば民事訴訟法42条と別に会社の補助参加を認める条文を設ける必要は無いはずであり、会社法849条1項の補助参加に係る部分は意味のない空文と化してしまう、という論拠が考えられる。

これに対し、必要説は、①会社法849条1項が、共同訴訟参加について当事者適格を不要としていると読むことは出来ないはずであり、それは同条文が共同訴訟参加には当事者適格が必要だという民事訴訟法上の一般原則を暗黙の前提としているからである、それは補助参加についても同様のはずであり、同条文は補助参加には補助参加の利益が必要だという民事訴訟法上の一般原則を暗黙の前提としているとしか考えられない⁽³⁹⁾、②会社法849条1項に「民事訴訟法42条の規定に関わらず」という断り書きがない限り、民事訴訟法の一般原則を破って補助参加の利益を不要とする趣旨に同条文を読むことは出来ない⁽⁴⁰⁾、③個人の権限逸脱行為と取締役会の意思決定を峻別する平成13年最決を前提としても、株主代表訴訟の基礎となる事実が会社の営業や運営に密接に関わるものであるとは限らない、取締役による会社財産の私的な横領の場合は会社の営業や運営とは関係がないはずである、そのような場合にも監査役又は監査委員の同意を得れば会社が当該取締役側に補助参加することができるというのは妥当ではない⁽⁴¹⁾、といった論拠を挙げる。

必要説の①②と、不要説の②③は、会社法849条1項の読み方に関わる。この点は、結論から言えば、どちらの読み方もあり得るのであろう。必要説の①に対しては、共同訴訟参加についても当事者適格を要求しないのが会社法849条1項である（会社は被告取締役側に共同訴訟参加することもできる）と読むことができる⁽⁴²⁾、との指摘が可能であるし、同②に対しては、不要説の②が反論として妥当し得る。他方で、不要説の②に対しては、補助参加の利益がある場合でも但書に列挙された場合には補助参加を認めないというのが会社法849条1項但書の趣旨だと読むことも可能だという反論が可能であり⁽⁴³⁾、不要説の③に対しては、平成13年商法改正前は、民事訴訟法の一般

(39) 笠井 [2009①]、笠井 [2009②] 163頁、笠井 [2011] 145頁、中島 [2009] 30頁。

(40) 新谷 [2007] 336頁、笠井 [2009①]、笠井 [2009②] 163頁、笠井 [2011] 145頁。

(41) 笠井 [2009①]、笠井 [2009②] 163頁、笠井 [2011] 145頁。

(42) 実際にそのように読むものとして、周 [2009] 263頁がある。

原則から言えば補助参加の利益が認められる場合であっても、株主代表訴訟制度固有の理由により会社の被告取締役側への補助参加は認められないと解する余地が十分に存在した⁽⁴⁴⁾ことから、必要説の立場からも、株主代表訴訟制度固有の理由により会社の被告取締役側への補助参加が認められないことはないことを明らかにしたという意味付けを会社法 849 条 1 項本文に与えることが可能である、との反論が可能である。

結論を左右するのは、実質論である必要説の③と、不要説の①である。この点については、本稿は、結論としては必要説の方に分があると感じる。

不要説①は、要するに、会社が補助参加の利益を有しない場合はほとんどなく、そのほとんどない場合をはじめのために補助参加の利益の有無を審理して訴訟を遅延させるのは制度設計としてコストに見合うベネフィットを得られない、という主張だと考えられる。この主張は、会社が補助参加の利益を有しない場合が本当にほとんどないとすれば、首肯し得ると思われるが、この前提自体に疑問がある。必要説の③に言うとおりの、取締役による会社財産の横領の場合には会社に補助参加の利益は存在しないと考えられ、したがって会社が補助参加の利益を有しない場合がほとんどないとはいえないと思われるからである⁽⁴⁵⁾。

もっとも、不要説①は、民事訴訟法の一般的な補助参加の利益の判断枠組みとは異なった枠組みに従って会社の補助参加を認めるべきかどうかを考える立場を前提に、その場合にこれを否定すべき場合がほとんど見当たらない、という主張だと読むこともできる。

山田 [2012] 27 頁は、英米法系の株主による役員責任追及訴訟法制においては、会社に提訴拒絶権を付与し、その提訴拒絶の不当性を判断するという形で、株主による不当な役員責任追及訴訟が提起されるのを防止する枠組

(43) 奥島＝落合＝浜田 [2009] 407 頁〔山田泰弘〕は、会社法 849 条 1 項但書は補助参加では問題とならないというが、そうとはかぎらないのではなかろうか。

(44) 前述Ⅱ(1)(a)の議論を参照。

(45) 本来は横領がなされていないにもかかわらず横領がなされたということを理由とする請求認容判決が出された場合にそれが会社に不利益を及ぼすとすれば、それは、そのような者を取締役にしていたいい加減な会社であるというイメージダウンを内容とすると思われるが、それが補助参加の利益を基礎付けるとは考えられていないことにつき、前掲注(21)(22)及び対応する本文参照。粉飾決算の事例において平成 13 年最決が「取締役会の意思決定の適法性」を云々したのも、同じ前提に立つからであろう。

みが存在するが、日本法の株主代表訴訟にはその仕組みが存在しないことを指摘した上で、その欠缺を補わせる役割を現行会社法は会社による被告取締役側への補助参加制度に期待したと見る可能性を示唆する⁽⁴⁶⁾。仮にかかる役割を会社法が会社による補助参加に担わせているとすれば、それは通常の民事訴訟法が予定している補助参加制度の利用方法とは異なるため、民事訴訟法の一般的な補助参加の利益の枠組みでは、会社による被告取締役側への補助参加の可否を適切に判別できない可能性が生じる。これは、民事訴訟法という補助参加の利益とは異なった枠組みに従って会社の補助参加の許容性を判断する基礎を提供する余地がある。

しかし、株主代表訴訟の「不当」な提起により生じる問題を会社による被告取締役側への補助参加を民事訴訟法の原則よりも広い範囲で許容することにより解決することは、正当化できないのではなかろうか。そもそも「株主代表訴訟の不当な提起」とは何かが大きな問題であるが、いずれにせよ、補助参加の許容により解決できるものがあるとすれば、それは請求に理由のない訴えが請求認容になってしまうことを防ぐことに限られるであろう⁽⁴⁷⁾。しかし、請求に理由のない訴えが請求認容になってしまうことが「不当」だといえるためには、それが会社との関係で不当な不利益を及ぼす必要があり、そして、それが肯定できる場合というのは、結局民事訴訟法の予定する通常の補助参加の利益が肯定できる場合に限られるように思われるからである⁽⁴⁸⁾⁽⁴⁹⁾。

以上により本稿は必要説に軍配を上げる。

(46) もっとも同論文自体は、株主代表訴訟の不当提訴という問題が存在すること自体には理解を示しつつ、これを会社による被告側への補助参加の許容という形で解決することには疑問を呈している。山田 [2012] 29 頁以下。

(47) 注(19)も参照。

(48) たとえば、イメージダウンによる不利益をこの文脈に言う「不当」な不利益としてみることができる(から補助参加の利益で捕捉できない不当な不利益がある)、という指摘に対しては、株主代表訴訟との関係でのみイメージダウンを回避する利益を法的保護に値する利益としてクローズアップすることをその旨の明文の規定なく正当化することがなぜできるのか、という問いかけが可能のように思われる。

(49) そもそも、平成13年商法改正以前は、日本法が会社の提訴拒絶権を認めなかったことは、むしろ会社の判断適格性に対する懐疑を通じ、その補助参加不許の理由付として機能していた(本文Ⅱ(1)参照)。それがさしたる理由もなく補助参加肯定のための理屈に転ずるというのは、いかにも奇妙である。

(2) いかなる場合に補助参加の利益が認められるか

以上の通り現行会社法の下でも補助参加の利益が必要だとすれば、次に問題となるのは、いかなる場合に会社が被告取締役側に補助参加する利益が認められるか、である。

この点については、さしあたっては、平成13年最決の引いたラインをベースとするべきだということになろう。会社法849条1項の解釈として補助参加の利益必要説に立った場合には、平成13年最決は依然先例として生きていると考えられるからである⁽⁵⁰⁾。

その前提の下で検討すべき点は多数にのほろが、以下では、民事訴訟法上の補助参加の利益に関する一般原則で平成13年最決を説明できるのか、という観点に絞って考察する。

平成13年最決の引いたラインとは、「取締役会の意思決定が違法であるとして取締役に対し提起された株主代表訴訟において、株式会社は、特段の事情がない限り、取締役を補助するため訴訟に参加することが許されると解する」というものである。

他方、民事訴訟法上の一般的な原則に従えば、補助参加の利益は、「訴訟の結果」としての被参加人の敗訴が、参加人の法律上の地位（法的保護に値する地位）を侵害する蓋然性があり、「訴訟の結果」としての被参加人の勝訴が、当該侵害を除去するのに有効適切である場合に認められる、と定式化することが出来よう。

両者を対比した場合、(a)「訴訟の結果」との関係で、平成13年最決は、訴訟物限定説からも説明ができるのか、非限定説によってしか説明できないのか、(b)「参加人の法律上の地位」との関係で、平成13年最決が具体的な法的地位への影響を析出することを不要としたことの評価、といった点が考察対象として浮かび上がってこよう。

(a) 平成13年最決のラインは訴訟物限定説から説明できるか。

結論としては、訴訟物限定説からは平成13年最決は説明できないと思われる。

平成13年最決のラインが訴訟物限定説から説明できるとするものは、本

(50) 笠井 [2009 ①]、笠井 [2009 ②] 163頁、笠井 [2011] 145頁。

稿にいう修正訴訟物限定説の立場から、平成13年最決の事例における訴訟物を「〔参加会社〕の第48期及び第49期の各決算において取締役らが忠実義務に違反して粉飾決算を指示し又は粉飾の存在を見逃したことを原因とする〔会社〕の取締役らに対する損害賠償請求権」（〔 〕内は引用者）だと理解した上で、この訴訟物の特定要素である「原告人の第48期及び第49期の各決算において取締役らが忠実義務に違反して粉飾決算を指示し又は粉飾の存在を見逃したこと」が、取締役会としての意思決定の違法性を内実として、この取締役会としての意思決定の違法性に会社が利害関係を有する、という⁽⁵¹⁾。

これに対しては、訴訟物の特定要素は飽くまで各取締役個人の行為であり、取締役会としての意思決定は、争点になるにしても、その前提問題に過ぎない、という批判があるが⁽⁵²⁾、本稿はそれは必ずしも正鵠を射たものではないと考える。仮に「取締役らが粉飾決算を指示し又は粉飾の存在を見逃したこと」が訴訟物の特定要素になるとすれば、これを取締役会として粉飾決算を承認したことを意味すると理解することは、不当ではないように思われるからである。

しかし、そもそも、「取締役らが粉飾決算を指示し又は粉飾の存在を見逃したこと」が訴訟物の特定要素になる、とする前提に対して疑問が提起されており⁽⁵³⁾、本稿はこの疑問が正当であると考ええる。平成13年最決の事案における訴訟物は、訴訟物の一般的理解からすれば、〈会社の第48期及び第49期の各決算において取締役らが各決算書類を提出し、また、その承認に賛成したことを原因とする原告人の取締役らに対する忠実義務違反に基づく損害賠償請求権〉と理解するべきであり（即ち、訴訟物の特定要素になるのは、請求権の原因が忠実義務違反であることと、忠実義務違反の対象となる行為としての決算書類の提出とその承認への賛成のみであり）、その忠実義務違反の態様が決算書類の粉飾であるということは、訴訟物の特定要素ではない、単なる理由付請求原因事実と見るべきである。さもないと、取締役らによる決算書類の提出及び承認への賛成が別の態様の忠実義務違反を構成する場合、それは

(51) 高部 [2004] 87頁。

(52) 笠井 [2001] 91頁。

(53) 加藤 [2002] 1671頁以下。

別の訴訟物だということになってしまうからである。脚気の皮下注射により注射部位が化膿し後遺症が残ったことを理由とする損害賠償請求訴訟⁽⁵⁴⁾の訴訟物の特定要素は、注射の際の注意義務違反であり、その注射の注意義務違反の具体的内容が、注射液の不良か、注射の際の消毒不完全かは、訴訟物の異同を左右する特定要素と見られていないこと⁽⁵⁵⁾と同様である。であるとすれば、会社の意思決定の違法性が訴訟物の特定要素となっていると見ることは出来ないと思われる⁽⁵⁶⁾。

他方、平成13年最決は、訴訟物非限定説からは説明可能である。平成13年最決の事案において、取締役会の意思決定の違法性は、判決理由中の判断として争点になっていたと考えられるからである。具体的には、「問題の決算が粉飾決算であったこと」は取締役の注意義務違反を基礎付ける事実として、理由付請求原因事実である。本件では他に取締役の注意義務違反を基礎付ける事実が出ることは考えにくいので、それが中心的争点として判決理由で判断対象となると考えてよさそうである。そして、「粉飾決算であった」ということになれば、その決算書類を承認した取締役会としての意思決定に問題があった、ということになるとと思われる⁽⁵⁷⁾。

(b) 平成13年最決が具体的な法的地位への影響を析出することを不要としたことの評価

ここで検討したいことは、具体的には、平成13年最決は、取締役会の意思決定の違法性を原因とする損害賠償請求訴訟と、そうでない場合とを区別し⁽⁵⁸⁾、後者においては会社の具体的な法的地位への影響の析出を要求する

(54) 最二小判昭和32年5月10日民集11巻5号715頁。

(55) 新堂[2003]141頁、高橋[2011]432頁。

(56) 決算書類の提出とその承認への賛成が取締役の会社に対する忠実義務違反を構成することは訴訟物の特定要素といえると考えられるが、それは会社の意思決定がそれとして違法であることを必ずしも意味するわけではないと思われる。注52に対応する本文に挙げた見解の言わんとするところがこれと同旨だとすれば、本稿は結局その指摘に賛成だということになる。

(57) 株主代表訴訟で問題となるのは、個々の取締役の行為であって、会社(取締役会等)としての意思決定そのものではない、とする指摘が多く為されており(前掲注(28)参照)、それ自体は正当な指摘だと考えられるが、しかし、取締役会の意思決定は、その構成員たる取締役の行為の束として構成されるのではなかろうか。

(58) この文脈では、最高裁が、「会社の意思決定の違法性」が原因となる訴訟ではなく、「取締役会の意思決定の違法性」が原因となる場合を、他と区別している点に留意したい。加藤[2002]1679頁の指摘に負う。

ことを前提としつつ、前者について、原則として具体的な法的地位への影響を要求することなく補助参加の利益を認めつつ、具体的な法的地位への影響の不存在を補助参加の利益の阻却事由たる「特段の事情」として要求しているように読めるが⁽⁵⁹⁾、かかる区別（以下、この区別を「本件区別」という）は正当化できるのか、という問題である。

本件区別は、以下の理由から正当化が必要である。即ち、取締役会の意思決定の違法性を原因としない訴訟でも、会社の具体的法的地位に影響を及ぼすことはある。具体的には、東京商銀信用金庫事件、セイコー事件、中部電力事件は、取締役会の意思決定そのものが違法だとして提起された訴訟ではない（問題とされたのは、取締役の対外的行為〔具体的融資や、預託金の支出〕であり、さらにその基となったのは取締役会としての意思決定ではない）。しかし、これらの事件については、判決理由中で示される判断が会社の具体的法的地位に影響を及ぼすとの評価が成り立ち得る⁽⁶⁰⁾。そしてこれらの訴訟では、影響が及ぶ具体的法的地位を析出することにより、補助参加の利益が基礎付けられている。であるとすれば、取締役会の意思決定の違法性が問題となる場合には、何故にかかる析出作業が不要になるのが、問われざるを得ない。

その正当化手段として、まず、取締役会の意思決定の適法性自体を補助参加を基礎付ける法的利益として承認する、という方法が考えられるが、決定理由において最高裁が粉飾決算の事例につき会社に及ぶ具体的不利益を検討している事からすれば、平成13年最決が、このような立場を取っているとは考えられない。

本稿は、本件区別は、平成13年最決にいう「取締役会の意思決定の違法

(59) 中村 [2001] 7頁、山田 [2001] 122頁。

(60) 中部電力事件につき、菱田 [1999] 163頁。東京商銀信用金庫事件・セイコー事件については、融資を違法とする判断は、今後当該法人が同じ基準で融資を行うことを困難にする、という影響を及ぼす。業務態様の継続自体は法律上保護に値する利益だと本稿は考える。また、ある融資が違法とされたとしても、会社としてその融資形態を貫けばよいという批判に対しては、貫いた後にその違法性が問われるのは個々の取締役を被告とした株主代表訴訟であり、会社としてその適法性を主張する機会が結局無くなってしまふ、という反論を想起することができる。

そのほか、加藤 [2002] 1675頁により、取締役個人の不正支出の事例も、平成13年最決が補助参加の利益を基礎付けるものとして認めた計算関係の不利益を会社に及ぼす、との指摘がある。

性」を、取締役会の意思決定の無効を基礎付けるような違法性、と捉えることにより、正当化することが可能であると考え⁽⁶¹⁾。

まず、平成13年最決にいう「違法性」をこの意味に理解することは、さもないと、当該「意思決定を前提として形成された会社の私法上又は公法上の法的地位に影響」が生じるとはいえないことから、正当化できよう。次に、これにより本件区別が正当化されることは、以下のように説明できると思われる。取締役会の意思決定が無効となれば、当該意思決定を前提として行われた法律行為の無効が導かれることがあり得る⁽⁶²⁾。この影響関係は、取締役会の意思決定の違法性を原因としない場合よりも直接的であるため、影響発生の蓋然性に質的相違がある。また、当該取締役会としての意思決定を前提とする法的地位が既に存在していなくても、将来何らかの法的地位が発生する蓋然性を推認しうるのが通常である（従って、そうでないことを参加阻却事由とすることも是認できる）。なお、平成13年最決の事案に即して言えば、48期の決算が粉飾決算だということになれば、48期の決算を承認した取締役会の決議が無効になり、それはそれ以降の決算の無効も招来し、48期以降の決算をすべてやり直せ、ということになる⁽⁶³⁾。すでに行われた決算を維持することが会社の法律上保護に値する利益と言えらば、これは補助参加の利益を基礎付けるのに足りるものであろう。

以上を前提とすれば、平成13年最決で補助参加の利益が認められたラインというのは、かなり狭い。取締役会としての意思決定に限られ、且つ、その意思決定の無効を導くという意味での違法性に限られるからである（但し、その外側を排除するという趣旨ではないと思われる⁽⁶⁴⁾⁽⁶⁵⁾）。

なお、この平成13年最決のラインには、取締役会の意思決定を取締役会

(61) 以下の記述は、加藤〔2002〕1679頁以下の指摘に多くを負う。

(62) 一般に、取締役会の決議が必要とされる事項につき取締役会の有効な決議を欠いてなされた代表取締役の行為は、相手方が悪意又は善意重過失の場合のみ無効であり（江頭〔2011〕400頁、最判昭和40年9月22日民集19巻6号1656頁）、かつ、無効を主張できるのは会社のみであるのが原則であるとされる（最判平成21年4月17日民集63巻4号535頁）。しかし、取締役会の意思決定が無効であることによりそれに基づく会社の行為が無効になることはあり得るのであり、かつ、その無効を第三者が主張できる場合も皆無ではないとされている（例：会社の保証人。江頭〔2011〕403頁）。但し、前掲最判平成21年4月17日が平成13年最決の前提を変えた可能性は否定できない。

(63) 最判昭和58年6月7日民集37巻5号517頁参照。

人の権限逸脱行為と区別している点において、批判が強い。第一に、取締役個人の権限逸脱行為も、対外的には会社の意思決定と評価される、と批判され⁽⁶⁶⁾、第二に、取締役個人の権限逸脱行為を原因とする損害賠償請求訴訟に対しても、結局被告から、正規の意思決定を経たという抗弁が出される、と批判される⁽⁶⁷⁾。しかし、いずれについても、対外的行為の無効を導くような取締役会決議の不存在又は無効が問題となる限りで補助参加の利益を認めれば足りる、との反論を想起できよう。

(c) 平成13年最決の「例外化」の可能性

以上は、平成13年最決は、民事訴訟法上の補助参加の利益に関する一般原則で説明可能である、との分析である⁽⁶⁸⁾。しかし、一般原則として訴訟物限定説を採るとすれば、平成13年最決は、民事訴訟法上の補助参加の利益に関する一般原則では正当化不可能となる。また、本稿は反対だが、本件

(64) 特に、本文の分析からは、取締役個人の権限逸脱行為が必要な取締役会決議の不存在により無効と構成されるケースは、取締役会の意思決定の違法性が主張されるケースと同等に扱うべきことになろう。

(65) このように見てくると、立案担当者による補助参加の利益不問化の正当化事由として主張されていた、〈株主代表訴訟の基礎となる事実が、会社の営業や運営に密接に関わるものである以上、会社が訴訟の結果（訴訟物についての判断およびその理由）について利害関係を有しないことはほとんど考えられない〉との理由付の乱暴さが改めて浮き彫りになる。立案担当者は、補助参加の利益を認めるラインを、平成13年最決のラインから、〈株主代表訴訟の基礎となる事実が、会社の営業や運営に密接に関わるものである場合〉まで拡張した上で、〈訴訟の結果について会社が補助参加の利益を有しないことはほとんど考えられない〉と結論付けているにもかかわらず、かような独自の補助参加の利益許容ラインについて何の正当化のための説明も付与していないからである。

(66) 加藤 [2002] 1674 頁、大杉 [2001] 52 頁。

(67) 中村 [2001] 7 頁。

(68) 同じ第一小法廷が直後に訴訟物限定説に依拠しているように読める判示をしていること（最一小決平成13年2月22日判時1745号144頁。労災保険法に基づく災害補償の不給付処分の取消訴訟に対する、使用者による補助参加（取消訴訟で災害の業務起因性が肯定されれば、遺族から使用者に対する遺族補償給付請求がなされる蓋然性が高まることを理由とする）を、当該取消訴訟における業務起因性の判断が判決理由中の判断であることを理由として、使用者が取消訴訟の「訴訟の結果」について利害関係を有することを否定した）との関係については、労災保険法に基づく災害補償の不給付処分の取消訴訟における業務起因性が、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求における争点とは一致しないと最高裁が考えたという可能性を指摘できるほか、加藤 [2002] 1672 頁の指摘するとおり、証明効の及ぼす参加人の法的保護に値する地位に対する侵害蓋然性の相対的低さにより、平成13年最決との違いを正当化できる可能性がある。山本和 [1998] 103 頁最上段も参照。

区別が正当化不可能だという評価もあり得る。そのような立場に立つとすれば、平成13年最決のラインを民事訴訟法42条の解釈で説明しつつ、それを一般原則からの例外として扱い⁽⁶⁹⁾、かつそれを正当化しなければならない。

かかる正当化の1つの可能性として、試論ではあるが本稿は、会社が訴訟告知を受け、参加の機会を得ることが制度上保障されていること、を指摘できるのではないかと考えている。逆に言うと、補助参加の可能性を保障することは、何らかの形で（参加的効力〔民事訴訟法46条、53条4項〕の枠組みを越えて）参加対象訴訟の判断に会社を拘束することを正当化する可能性がある（これは、意思決定の違法が法律上、会社の法的地位の存否に影響を及ぼす場合に特に意味を持ち得る）。そして、その方が、全体としての紛争解決という観点からは、解決できる紛争の幅が広がる可能性がある（但し、これには、会社の参加義務を肯定する考え方が前提になろう）。

IV まとめ

以上を整理すれば、会社法849条1項は株主代表訴訟に対する会社の被告取締役側への補助参加につき補助参加の利益を不要としたものではなく、また、その補助参加の利益は民事訴訟法42条の一般原則に従って判断され、さしあたってその指針となる平成13年最決のラインは、民事訴訟法42条の一般原則から説明可能であるが狭小である、というのが本稿の結論である。

文献一覧

- 相澤哲・一問一答新・会社法〔改訂版〕〔2009〕
 新谷勝・会社訴訟・仮処分の理論と実務〔2007〕
 荒谷裕子・判批・ジュリスト1133号198頁以下〔1998①〕
 荒谷裕子「株主代表訴訟における会社の被告取締役側への訴訟参加の可否」菅原先生古稀記念・現代企業法の理論74頁以下〔1998②〕
 飯倉一郎「補助参加の理由の考え方」白川和夫先生古稀記念・民事紛争をめぐる法的諸問題128頁以下〔1999〕
 伊藤眞「コーポレートガバナンスと民事訴訟」商事法務1364号20頁以下〔1994〕
 伊藤眞「補助参加の利益再考」民事訴訟雑誌41号1頁以下〔1995〕

(69) かかる位置づけをするものとして、笠井〔2001〕92頁、江頭ほか〔2005〕104頁〔藤田発言〕、奥島＝落合＝浜田〔2009〕407頁以下〔山田泰弘〕がある。

- 井上治典「補助参加の利益」民事訴訟雑誌16号137頁以下〔1970〕（同・多数当事者訴訟の法理〔1981〕所収）
- 井上治典「補助参加の利益・半世紀の軌跡」判例タイムズ1047号4頁以下〔2001〕（同・民事手続における実践と理論〔2003〕所収）
- 岩原紳作「株主代表訴訟の構造と会社の被告側への補助参加」竹内昭夫編・特別講義商法Ⅰ235頁以下〔1995〕
- 江頭憲治郎・株式会社法〔第4版〕〔2011〕
- 江頭憲治郎ほか「改正会社法セミナー⑧企業統治編⑤」ジュリスト1286号100頁以下〔2005〕
- 大杉謙一「株主代表訴訟の濫用への対処」判例タイムズ1066号51頁〔2001〕
- 奥島孝康＝落合誠一＝浜田道代編・新基本法コンメンタール会社法3〔2009〕
- 笠井正俊・判批・ジュリスト1201号86頁以下〔2001〕
- 笠井正俊「補助参加の利益に関する覚書」井上治典先生追悼論文集・民事紛争と手続理論の現在215頁以下〔2008〕
- 笠井正俊「株主代表訴訟における訴訟要件・不提訴通知・訴訟参加をめぐる問題」民事訴訟雑誌55号141頁、特に147頁以下〔2009①〕
- 笠井正俊「会社の被告取締役側への補助参加」浜田道代＝岩原紳作編・会社法の争点〔2009②〕162頁以下
- 笠井正俊・判批・江頭憲治郎＝岩原紳作＝神作裕之＝藤田友敬編・会社法判例百選〔第2版〕144頁以下〔2011〕
- 加藤貴仁・判批・法学協会雑誌119巻8号1665頁〔2002〕
- 兼子一・新修民事訴訟法体系〔1954〕
- 神作裕之・判批・商事法務1592号4頁以下〔2001〕
- 神田秀樹「株主代表訴訟に関する理論的側面」ジュリスト1038号65頁以下〔1994〕
- 神田秀樹・会社法〔第13版〕〔2011〕
- 菊井維大＝村松俊夫・全訂民事訴訟法Ⅰ〔補訂版〕〔1993〕
- 黒沼悦郎・判批・判例評論462号196頁以下〔1997〕
- 小濱浩庸「補助参加をめぐる裁判例と問題点」判例タイムズ1246号46頁以下〔2007〕
- 佐藤鉄男「株主代表訴訟における訴訟参加とその形態」ジュリスト1062号63頁以下〔1995〕
- 周剣龍「株主代表訴訟の本質と会社の被告側への補助参加」川村正幸先生退職記念・会社法・金融法の新展開233頁以下〔2009〕
- 新堂幸司「株主代表訴訟の被告役員への会社の補助参加」自由と正義47巻12号114頁以下〔1996〕（同・民事訴訟法学の展開〔2000〕所収）
- 新堂幸司・判解・伊藤眞＝高橋宏志＝高田裕成編・民事訴訟法判例百選〔第3版〕140頁以下〔2003〕
- 高田裕成・判批・私法判例リマックス1992上148頁以下〔1992〕
- 高田裕成・判批・私法判例リマックス1997上126頁以下〔1997〕
- 高橋宏志・重点講義民事訴訟法(下)〔第2版〕〔2012〕
- 高橋宏志・重点講義民事訴訟法(上)〔第2版〕〔2011〕
- 谷口安平「株主の代表訴訟」鈴木忠一＝三ヶ月章監修・実務民事訴訟講座⑤106頁以下〔1969〕

- 中野貞一郎ほか・新民事訴訟法講義〔第2版補訂版〕〔2006〕
- 高部眞規子・判解・最判解民事篇平成13年度(上)55頁以下〔2004〕
- 徳田和彦「株主代表訴訟と会社の訴訟参加」法曹時報48巻8号1667頁以下〔1996〕
- 徳田和彦・判批・民商法雑誌125巻3号101頁以下〔2001〕
- 中島弘雅「株主代表訴訟における訴訟参加」小林秀之=近藤光男編・新版・株主代表訴訟大系263頁以下〔2002〕
- 中村直人「代表訴訟における補助参加を認める最高裁決定と実務の対応」監査役442号4頁以下〔2001〕
- 菱田雄郷・判批・ジュリスト1159号160頁以下〔1999〕
- 松山昇平=門口正人「株式会社における責任追及の訴え」江頭憲治郎=門口正人編集代
表・会社法体系④436頁以下〔2008〕
- 三ヶ月章・民事訴訟法〔1959〕
- 山下友信「取締役の責任・代表訴訟と監査役」商事法務1336号15頁以下〔1993〕
- 山田泰弘・法学教室251号123頁以下〔2001〕
- 山田泰弘「代表訴訟における会社の被告側への補助参加」法律時報84巻3号25頁
〔2012〕
- 山本和彦「補助参加の利益」青山善充=伊藤眞・民事訴訟法の争点〔第3版〕102頁以下
〔1998〕
- 山本和彦「補助参加の利益」長谷部由起子ほか編・基礎演習民事訴訟法249頁以下
〔2010〕
- 山本克己・判批・平成13年度重要判例解説128頁以下〔2002〕